

垂水区社会福祉協議会ボランティアグループ運営費助成

◎ 助成対象となるグループ

下記の要件をすべて満たしているボランティアグループ

- (1) 5人以上で構成され、かつ神戸市垂水区社会福祉協議会（垂水区ボランティアセンター）に登録された団体。（当該年度3月31日を基準日とし、基準日までに6か月以上の活動実績を有すること。）
- (2) 垂水区内で1年間（4月1日～翌年3月31日）に6日以上、かつ活動者数が延べ30人以上のボランティア活動を行っていること。
- (3) 同年度、垂水区社会福祉協議会が実施する“ひとりぐらし高齢者友愛訪問グループ運営費助成”及び“ひとりぐらし高齢者ふれあい給食会活動助成”“コミュニティサポートグループ育成支援事業助成”を受けていないこと。
- (4) 他区において同種の助成および「県民ボランティア活動助成」を受けていないこと。

なお、このボランティア活動とは、

- [1] 無償の活動であり、自助活動ではないこと。
- [2] 政治的・宗教的活動ではないこと。
- [3] 自発的な意志に基づく地域福祉の向上に貢献する活動であること。
- [4] その他、垂水区社会福祉協議会理事長が適当と認めた活動であること。

◎ 助成対象となる経費、助成額と申請書交付および申請時期

下記の要件をすべて満たしているボランティアグループ

対象となる経費	ボランティア活動を行うための一般的運営経費 (交通費、ボランティア災害共済掛金、通信費、運搬費、研修費、会議費、材料費、機材購入費) ※ボランティアの飲食費は認められません。
助成額	1団体 年間 15,000円を上限とする ※対象となる経費が15,000円に満たない場合は、千円未満切捨ての金額で申請
申請時期	6日以上活動後の11月1日より受付。

◎ 助成の対象となる活動期間

4月1日～翌年3月31日までの活動

◎ 申請書配布

10月1日（休日の場合は翌開庁日）より垂水区ボランティアセンターにて交付

【問い合わせ先】

神戸市垂水区社会福祉協議会 垂水区ボランティアセンター
(TEL) 709-1333